

この省令は、公表の日から施行する。
百一十五 次亜塩素酸水

- 厚生労働省令第百一十五号
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令百一十五号）
第六条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。
平成十四年六月十日
- 各機器保安規則の一部を改正する省令
(経済産業省)
- 省 令
- (省 令)
- 三 次



財務省印刷局発行

0.005mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液 0.1mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液に新たに煮沸し冷却した水を加えて20倍容量に薄め、0.1mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液に基いて用時標定する。
検査結果の読み取る試験・強酸基部の試験の項目の次に次の1項を添える。

○厚生労働省告示第百一十五号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第二百七十号）の一部を次のとおり改正する。
平成十四年六月十日

第2節添加物の部の試験・試液等の項2.容量分析用標準液の0.01mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液の項の次に次の1項を加える。

厚生労働大臣 板口 力

次亜塩素酸水 Hypochlorous Acid Water

定義 本品は、塩酸又は食塩水を電解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液である。本品には、強酸性次亜塩素酸水（0.2%以下の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電解して、陽極側から得られる水溶液をいう。）及び微酸性次亜塩素酸水（2～6%塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極で構成されたものをいう。）内で電解して得られる水溶液をいう。）がある。

含量 強酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素20～60mg/kgを含む。

微酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素10～30mg/kgを含む。

性状 本品は、無色の液体で、においがないか又はわずかに塩素のにおいがある。

確認試験 (1) 本品5mlに水酸化ナトリウム溶液(1→2,500)1ml及びヨウ化カリウム試液0.2mlを加えるとき、液は、黄色を呈する。更にデンプン試液0.5mlを加えるとき、液は、濃青色を呈する。

(2) 本品5mlに過マンガン酸カリウム溶液(1→300)0.1mlを加え、これに硫酸(1→20)1mlを加えるとき、液の赤紫色は退色しない。

(3) 本品90mlに水酸化ナトリウム溶液(1→5)10mlを加えた液は、波長290～294nmに極大吸収部がある。

純度試験 (1) 液性 強酸性次亜塩素酸水 pH2.7以下

微酸性次亜塩素酸水 pH5.0～6.5

(2) 蒸発残留物 0.25%以下

本品20.0gを量り、蒸発した後、110℃で2時間乾燥し、その残留物の重量を量る。

定量法 (1) 強酸性次亜塩素酸水 本品約200gを精密に量り、ヨウ化カリウム2g及び酢酸(1→4)10mlを加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を0.01mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬 デンプン試紙）。別に空試験を行い補正する。

0.01mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液1ml=0.35453mg Cl

(2) 微酸性次亜塩素酸水 本品約200gを精密に量り、ヨウ化カリウム2g及び酢酸(1→4)10mlを加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を0.005mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬 デンプン試紙）。別に空試験を行い補正する。

0.005mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液1ml=0.17727mg Cl

検査結果の読み取る試験・強酸基部の試験の項目の次に次の1項を添える。

次亜塩素酸水

次亜塩素酸水は、最終食品の完成前に除去しなければならない。